

三郷町立学校における
新型コロナウイルス感染症対策
ガイドライン Ver.2

令和2年 8月 1日 策定

令和3年 1月12日 改定

三郷町教育委員会

本ガイドラインにつきましては、令和2年8月1日現在における新型コロナウイルス感染症の拡大の状況に鑑み、学校における新型コロナウイルス感染症対策学校及び家庭において留意いただくことなど、大まかな事項についてまとめたものを令和3年1月12日時点において内容の一部を見直しました。

今回の主な見直し内容といたしましては、「3つの密を避ける」、「状況に応じて出来得る限りのマスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」及び「施設等のこまめな消毒作業」などの基本的な感染対策を継続するとともに、地域の感染状況等を踏まえた上で、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の教育活動を可能な限り継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくことにも重点を置きました。

また、本ガイドライン策定時には、学校内における感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示していましたが、今回、文部科学省の見直し(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)参照)において、臨時休業を直ちに行うのではなく、保健所等と相談の上、臨時休業の要否を判断することと見直されました。

このことから、学校の全部または一部の臨時休業の判断については、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討するよう見直しを行っています。

なお、当初策定したガイドラインと同様に、日々変化する状況に応じ、今後も変更が生じる場合があることをご了承のうえ、適宜、ご対応いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

令和3年1月12日
三郷町教育委員会

～目 次～

I	新型コロナウイルス感染症予防に係る注意事項	
	1. 発熱等の風邪症状がある児童生徒の対応	・・・P1
	2. 基本的な感染症対策	・・・P2
	3. 保護者への注意喚起	・・・P2
	4. 「3つの密」を避ける環境づくり	・・・P2
	5. 消毒液等を使った清掃の実施	・・・P3
	6. 児童生徒・教職員及びその同居家族が PCR 検査を受けた場合	・・・P4
	7. 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合	・・・P4
	8. 児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定された場合	・・・P5
	9. 児童生徒の心のケア	・・・P5
	10. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	・・・P5
II	児童生徒の出席停止、教職員の休暇及び臨時休業について	
	1. 児童生徒の出席停止措置基準	・・・P6
	2. 学校休業	・・・P10
	3. 感染による出席停止・臨時休業発生時の対応	・・・P10
III	教育活動における留意事項	
	1. 修学旅行等の泊を伴う行事	・・・P11
	2. 校外活動・その他の行事	・・・P12
	3. 運動会・体育祭等について	・・・P12
IV	教職員に係る対応等	・・・P13

I 新型コロナウイルス感染症予防に係る注意事項

1. 発熱等の風邪症状がある児童生徒の対応

(1) 家庭での健康観察

毎朝、家庭において体温を測り、発熱等の風邪症状※がある場合は、登校を控えてもらうよう保護者に周知する。

健康観察カードは、家庭で記載の上、毎日学級担任に提出し、学校と家庭で児童生徒の健康状態について情報共有すること。なお、健康観察カードは、直近の1ヶ月分を家庭で保管しておいてもらうこと。

※発熱等の風邪症状

本ガイドラインにおいて、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が37.5度以上)のほか、咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・においや味がしない・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・嘔吐等、平常と異なる体調が見られること。

(2) 学校での朝の健康観察(学級担任等)

①登校指導として、家庭で登校前に検温した結果を確認し、登校前の検温をしていない児童生徒に対しては、体温を測定すること。この際、密集・密接とならないよう、広いスペースで実施するなど、各校の状況に応じて工夫をすること。

②欠席者及び遅刻者を把握し、保護者からの欠席連絡等によりその理由を確認すること。

③児童生徒から提出のあった健康観察カードを確認するとともに出席者の健康観察をすること。

④授業中はもちろん昼休みや放課後等も随時、目視や声掛けによる健康観察を行うこと。また、体調が悪い児童生徒については随時、養護教諭に引き継ぐこと。

⑤発熱等の風邪症状を確認した場合は、保護者に連絡して迎えを依頼するなどし、当該児童生徒を安全に帰宅させ、自宅で休養することや、症状が続く場合は医療機関に電話で相談することを指導する。特に、保護者に引き渡すまで学校にとどまるケースにおいては、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をすること。その際も、換気などに配慮し、感染防止に努めながら監護し、当該児童生徒の使用した施設等の消毒を行うこと。

2. 基本的な感染症対策

- ①流水と石けんでの手洗い及びうがいを登校後直後、毎休み時間、給食前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等に必ず行うこと。その際、手を拭くタオルやハンカチ等は、個人持ちの清潔なものを使用し、共用はしないこと。また、手指消毒用アルコールの活用やマスクの着用※及び咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を徹底すること。
- ②学校医や学校薬剤師と連携し、保健管理体制の整備に努めること。

※マスク着用の基本的な考え方

原則、毎日自宅を出る時点から帰宅するまで、マスクを着用するよう指導すること。

ただし、屋外などにおいて熱中症等のリスクが考えられる場合は、一定程度の距離を取ったうえでマスクを外すことを適宜、指導すること。

なお、フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べて効果が弱いことから、着用時は身体的距離を取るようすること。

3. 保護者への注意喚起

児童生徒については、学校現場での感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行うこと。併せて、発熱等の風邪症状がある場合等は、学校へ連絡をし、登校を控えてもらうこと。

- ①毎朝の検温・健康管理を行うこと。
- ②免疫力を高めるため、家庭での十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事及び換気の励行を行うこと。
- ③家族で手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ④家族全員がクラスター発生のリスクを下げるため、後述の「3つの密」を避ける環境を作ること。

4. 「3つの密」を避ける環境づくり

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1. 換気の悪い「密閉空間」、2. 多数の人が集まる「密集空間」、3. 間近で会話や発声をする「密接場面」を避けること。

- ①教室等の窓は可能な限り、原則2方向で常時開けておく(授業中は必ずしも全開する必要はなく、10~20cm程度を目安とする。)ものとする。

ただし、雨天や低気温等の状況により常時の開放が困難な場合は、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに数分間ずつ、原則2方向の窓を同時にできるだけ大きく開けて換気する。また、換気扇の併用も有効。

換気の際は室温に注意し、室温低下による健康被害が生じないよう児童生徒の服装についても配慮し、指導すること。特に、冷暖房機の使用時は、換気と室温管理の両立に配慮すること。(極端な室温低下を避けるため、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れる「二段階換気」も有効。また、教室に設置しているオゾン発生器を効率的に活用すること。)

- ②教職員も児童生徒同様に原則マスクを着用することとし、児童生徒までの距離を可能な限りとること。
- ③教室等において、できる限り児童生徒間の座席距離を離すよう配慮すること。
- ④給食時は、飛沫感染防止に努め、極力会話をしないよう指導すること。
- ⑤グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等、児童生徒が近距離での会話や発声を避け、大声での会話はしないこと。特にこの場合の正しいマスクの着用を徹底すること。
- ⑥登下校時においても、児童生徒間の距離をできる限りとるよう徹底すること。

【「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準】

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動(自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数で行い、感染リスクが低く、短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	①収束局面 感染リスクの低い活動から徐々に実施 ②拡大局面 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行ったうえで実施	十分な感染対策を行ったうえで対応

5. 消毒液等を使った清掃の実施

- ①校内の消毒すべき場所をリストアップし、チェックリストなどを作成して消毒の実施状況について適切に管理すること。
- ②教室・トイレ・体育館・職員室・保健室など、児童生徒や教職員が利用する場所のうち、特に多くの人々が手を触れる場所(ドアノブ・手すり・スイッチな

ど)は、十分な換気のもと1日に1回以上、ペーパータオル等に十分に消毒液等(消毒用アルコール、希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液、マイペットなどの界面活性材を含む合成洗剤等)を含ませて清掃を行うこと。なお、濡れている個所は水分を十分に拭き取った後に消毒を行うこと。

- ▼日常の消毒作業については、通常のコleaning活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことで、上記②に代替することも可能。
- ▼トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコleaning活動の範囲で清掃。
- ▼器具・用具や清掃道具など共用するものの使用に際しては、その使用前後に必ず手洗いを行うよう指導すること。
- ▼スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散の恐れがあるので、必ず布に吹き付けて使用すること。
- ▼希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびる恐れがあるので消毒後は水拭きすること。

【感染者が発生した場合の消毒について】

児童生徒や教職員の感染が判明した場合は、保健所等と連携して消毒を行います。当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒すること。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は原則「不要」。

物の表面についてのウイルスの生存期間は24時間～72時間とされていることから、消毒できていない箇所は菌の生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も可能。

なお、感染者が使用したトイレの消毒については、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用すること。

6. 児童生徒・教職員及びその同居家族がPCR検査を受けた場合

検査の結果が出るまでは自宅待機を指示し、その間は原則、出席停止(教職員にあつては病気休暇等の取得もしくは在宅勤務や職務専念義務の免除等)とする。ただし、ケースごとの詳細についてはP7～P9を参照のこと。

7. 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合

児童生徒及び教職員の感染が判明した場合には、医療機関から保護者(教職員にあつては本人)に診断結果が伝えられるとともに、保健所にも届出がなされる

が、学校には保護者(教職員にあっては本人)が連絡を入れること。

なお、感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うが、保健所が学校において感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力すること。

8. 児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定された場合

児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定された場合は、保護者(教職員にあっては本人)は速やかに学校(複数の学校に在籍している場合はすべての学校)に報告すること。また、当該報告を受けた学校は、当該濃厚接触者に学校保健法第19条に基づく出席停止等の措置をとり、教育委員会に報告すること。

なお、この場合の出席停止等の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して原則2週間とし、教職員にあっては病気休暇等の取得もしくは在宅勤務や職務専念義務の免除等により学校には出勤させないこと。(P7 参照)

9. 児童生徒の心のケア

心のケアについて特段の配慮が必要とされる児童生徒(感染者や濃厚接触者となる経験をした等)はもちろん、今後、自分や家族が感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒もいる。このことから、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、学級担任をはじめスクールカウンセラー等による支援を行い、より一層の心の健康問題に適切に取り組むとともに、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に対する正しい認識を持つよう日頃から丁寧な指導を行うこと。

10. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明のケースも多くあり、誰もが感染の可能性を持っていることから、偏見や差別につながるような言動は断じて許されるものではない。このことを踏まえ、「シトラスリボンプロジェクト in さんごう」の啓発をはじめ、新型コロナウイルス感染症に係る正しい知識と理解を深めるよう、きめ細かな指導を行うこと。

また、児童生徒や保護者等から初期症状についての相談や連絡があった場合は、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに感染者や濃厚接触者が発生した場合においても、その対応には十分配慮すること。

II 児童生徒の出席停止、教職員の休暇及び臨時休業について

1. 児童生徒の出席停止措置基準

【新型コロナウイルス感染に伴う出席停止等の取扱】

指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した場合 ・濃厚接触者に特定された場合 ・発熱等の風邪症状が見られる場合 ・(レベル2や3の地域において)同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合
	非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ケア児や基礎疾患児が登校すべきでない判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の不明な患者が急増している地域である等の状況により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

児童生徒またはその同居家族が感染または濃厚接触者※と特定された場合は、当該児童生徒を「出席停止」とする。その場合、保護者から学校に必ず連絡をもらい、夏休み等の長期休業中においても同様に連絡をもらうこと。

また、児童生徒またはその同居家族に発熱等の風邪症状がある場合についても、登校を控え、保護者から学校に連絡の上、「出席停止」措置を可とする。

※教職員にあっても同様に対応のこと。

※本ガイドラインにおける「濃厚接触者」とは…

国立感染症研究所の新基準を満たす「濃厚接触者」に加え、保健所等の指示により濃厚接触者に準ずる疑いがあり、健康観察が必要な者をいう。なお、同居の家族の感染が判明した時は、認定前であっても「濃厚接触者」とみなす。

(1) 児童生徒または教職員本人の感染が判明または「濃厚接触者」と特定された場合

→ 「出席停止」

※教職員にあつては病気休暇等の取得もしくは在宅勤務や職務専念義務の免除等

<事由>

「新型コロナウイルス感染症」または「新型コロナウイルス感染症の疑い」

<出席停止期間>

①本人が感染の場合

開始日：感染が判明した日

※判明前から欠席している場合は、最終登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認める等により、登校を許可したとき

②本人が濃厚接触者の場合

開始日：濃厚接触者と特定された日

※判明前から欠席している場合は、最終登校日の翌日

終了日：原則は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間

※期間中に感染が判明した場合は、「①本人が感染の場合の期間」

※検査で本人が「陰性」と判明すれば、保健所等の指示する期間

(2) 児童生徒、教職員の同居家族の感染が判明または「濃厚接触者」と特定された場合

→ 「出席停止」

※教職員にあつては病気休暇等の取得もしくは在宅勤務や職務専念義務の免除等

<事由>

「新型コロナウイルス感染症の疑い」

<出席停止期間>

①同居家族が感染の場合 → (1) - ②へ

②同居家族が「濃厚接触者」と特定された場合

濃厚接触者である同居家族のPCR検査結果がわかるまで、当該児童生徒もしくは教職員の登校を控えるよう指導する。

開始日：同居家族が濃厚接触者と特定された日

終了日：濃厚接触者である同居家族が「陰性」となれば、保健所等に指示された期間。「陽性」となれば(1)-②へ

※同居家族が「濃厚接触者」ではないが、PCR検査を受けている場合は、原則的には児童生徒の登校を控える必要はない。ただし、感染拡大防止の観点から、あるいは保護者の意向等で結果が出るまで登校を控える方が望ましいと判断した場合は出席停止の措置を取る。→(4)-②へ

(3) 児童生徒、教職員本人に発熱等の風邪症状が見られる場合

→ 「出席停止」 必要に応じて保健所等に連絡し、受診を勧める。

※教職員にあつては病気休暇等の取得もしくは在宅勤務や職務専念義務の免除等

<事由>

「新型コロナウイルス感染症の疑い」

<出席停止期間>

①本人に発熱等の風邪症状※P1がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：快癒すれば、その翌日から3日後

※ただし、医療機関受診の結果、医師の診断により登校を認められた場合は、この限りでない。

②PCR検査を受けた場合

開始日：症状の出た日

終了日：結果が「陰性」となった場合、保健所等の指示する期間

※児童生徒の感染が判明した場合は、(1)-①へ

(4) 児童生徒、教職員の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合

→ 原則として登校を控える必要はない。

ただし、

○同居家族の症状が重症である場合

○感染拡大地域に勤務あるいは通学している等、新型コロナウイルスに感染している恐れがある。

などの場合は、その安全性が確認されるまでの間(「その症状が回復してから3日以上経過している」「医師により感染の恐れがないと認められた」)は、「出席停止」

※教職員にあつては病気休暇等の取得もしくは在宅勤務や職務専念義務の免除等

<事由>

「新型コロナウイルス感染症の疑い」

<出席停止期間>

- ①同居家族に発熱等の風邪症状がある場合で、上記の条件に当てはまるなど、同居家族の感染の恐れが高い場合

開始日：同居家族の症状の出た日

終了日：同居家族が快癒すれば、その翌日から3日後

- ②上記の条件に当てはまるなど、「濃厚接触者」に特定されていないが、同居家族の感染の恐れが高く、かつ、その同居家族がPCR検査を受けた場合

開始日：同居家族に症状が出た日

終了日：同居家族の結果が「陰性」となった場合、保健所等の指示する期間

※同居家族の感染が判明し、児童生徒、又は教職員本人が「濃厚接触者」と特定された場合は、(1) - ②へ

(5) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒の対応

医療的ケアを必要とする児童生徒(以下、「医療的ケア児」という。)や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等(以下、「基礎疾患児」という。)の登校については、以下のように取り扱う。

①登校の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒については重症化リスクが高いことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき、保護者とも協議の上、判断すること。また、基礎疾患児についても同様に登校の判断をすること。

②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。また、校外活動に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

(6) 保護者から児童生徒を休ませたいと相談された場合の対応

保護者から児童生徒を欠席させたい事情をよく聴取した上で、学校における感染対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。

なお、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合、また、基礎疾患のある人や高齢者がいる場合など、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多く、配慮を要する場合があること等に鑑み、その事情に合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」として取り扱う。

(7) 海外から帰国した児童生徒の同居家族や本人への対応

過去14日以内に海外(すべての国)から帰国した児童生徒については、PCR検査の義務付けなど、渡航していた国や渡航目的等により国の対応が異なるため、留意すること。

※「入管法に基づく入国制限対象地域」等は随時変更があり得るので、最新の情報に注意すること。

2. 学校休業

教育委員会は、学校からの出席停止の報告及び教職員の感染等の報告をもとに保健所に「臨時休業」の必要性について学校を通じて相談し、保健所の調査や学校医の助言を踏まえて検討し、判断する。

3. 感染による出席停止・臨時休業発生時の対応

(1) 児童生徒及び教職員の感染が判明した場合の連絡

① 学校・学校医・教育委員会との連携

日々の児童生徒の健康管理等については、学校・学校医・教育委員会との連携が重要なため、感染に係る出席停止者が出た場合や臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図ること。また、次に示す事項については、学校は必ず教育委員会に報告すること。

- ・児童生徒、教職員本人の感染が判明した場合、もしくは感染の疑いによりPCR検査を受検した場合

- ・児童生徒、教職員本人が濃厚接触者と認定された場合
- ・児童生徒、教職員の同居家族が濃厚接触者と認定された場合
- ・児童生徒、教職員本人もしくはその同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合で、強いだるさや息苦しさ、また、高熱等の症状が確認されて、感染の疑いがあり、医療機関等に相談した場合

②保護者への通知

感染者が出た場合、学校は、保護者に対してメール等により可及的速やかに当該校における感染状況、学校休業の件、留意事項及び問い合わせ先等を周知すること。

Ⅲ 教育活動における留意事項

1. 修学旅行等の泊を伴う行事

各学校は、下記①～③の要件をすべて満たすことを確認した上で、修学旅行等の実施要領を教育委員会事務局に提出すること。なお、実施要領の提出後に下記の要件を1件でも欠く事態になった場合は、実施内容の変更もしくは中止を検討する。

- ①奈良県及び旅行先(すべての滞在先)の感染レベルがともにレベル1※1であること。
- ②政府もしくは奈良県及び旅行先(すべての滞在先)から都道府県をまたぐ移動自粛や休業要請※2、または、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと。
- ③十分な感染防止対策※3が講じられていることが認められること。

※1 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和2年12月3日 文部科学省発出)

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による。

※3 <感染防止対策>

- ①「密閉」「密集」「密接」を避ける。
- ②ゆとりを持った行程の作成。
- ③出発前からの体調管理指導及び出発当日の検温と健康調査の実施。
- ④体調不良の児童生徒に対する適切な対応。
- ⑤食事・入浴・就寝の時間以外は、熱中症等の対策も講じつつ適切なマスクの着用に努め、手洗いの励行。
- ⑥公共交通機関利用時は換気とマスク着用に留意し、乗車時には最小限の会話にするなどの工夫をすること。また、貸し切りバスの場合は休憩頻度と車内の十分な換気に留意すること。

- ⑦食事はビュッフェスタイルではなく一人ずつのセットメニューを基本とすること。
また、食事前後の手洗いの徹底と食器類の共有を避けること。
- ⑧浴場の換気と同時に、入室する人数制限等に留意すること。
- ⑨宿泊施設の選定にあたり、十分な換気と児童生徒間の十分な距離の確保が可能かどうかを確認すること。
- ⑩現地で体調不良者が出た際の対応について十分検討し、保護者にも説明を行うこと。

2. 校外活動・その他の学校行事

校外活動については、原則として前述の「1. 修学旅行・泊を伴う行事」に準ずる対応が望ましい。また、各学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を通して実施する学校行事を検討すること。実施に当たっては、開催時期・場所・時間・開催方法等について十分配慮すること。

3. 運動会・体育祭等について

- ①実施に当たっては、取り組みを通して「密閉」「密集」「密接」とならないよう、実施内容や方法(半日開催など)の工夫など、計画段階から基本的な感染拡大防止の対策を講じること。
- ②開閉会式の整列や児童生徒の応援、保護者等の参観についても工夫をし、保護者等に対しても感染症対策を徹底し、併せて協力を要請すること。
- ③児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせることも検討すること。なお、その内容及び実施の是非等については、事前に協議の上、決定すること。

IV 教職員に係る対応等

1. 基本的な考え方

(1) 教職員の日々の健康観察

教職員は、毎朝自宅で体温を測定し、「健康観察表」への記録を行い、校長に報告すること。また、校長は、「健康観察表」を1ヶ月以上保管し、教職員に発熱等の風邪症状のある場合には、「特別休暇」の取得等により出勤を控えることを指導し、教職員の日々の健康状態の把握に努めること。

(2) 職場内での感染防止行動の徹底

①換気の徹底等

- ・「密閉」空間にしないよう、1時間に2回以上、二方向の窓やドアを数分間全開し、可能であれば扇風機や換気扇を併用し、効率的に換気する。

②接触感染の防止

- ・「密集」しないよう可能な限り人と人との距離をとり、共有する場所・物品・機器等について、消毒する。
- ・石けんによるこまめな手洗いと手指消毒用アルコールの設置、活用。

③飛沫感染の防止

- ・「密接」した会話や発声を避ける。
- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用すること。
- ・電話、電子メール等の活用等により、教職員が集まる集合形式での会議をできる限り回避すること。
- ・食事をとる際の感染防止に留意すること。

④健康確保の徹底

- ・疲労の蓄積につながる長時間の時間外勤務を行わないよう、適切な勤務時間管理に留意すること。
- ・ひとり一人が十分な健康管理を心がけること。

(3) 風邪症状のある教職員への対応について

発熱・咳などの風邪症状が見られる教職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応すること。特に、高年齢教職員、基礎疾患がある教職員、免疫抑制状態にある教職員及び妊娠している教職員については配慮すること。※特別休暇等の取得期間については、原則、「児童生徒の出席停止の期間」を「特別休暇等を取得することができる期間」に読み替えるものとする。